

仕 様 書

1. 業務名 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成委託業務
2. 契約期間 契約日～令和 9 年 1 月 31 日
3. 発行目的 東大阪市の市制施行 60 周年記念冊子として、ラグビーやモノづくりなどの本市の魅力や歴史文化、都市特性などを市内外の人に分かりやすく紹介することにより、本市への一層の理解と関心を高めるとともに、都市イメージや知名度の向上を図り、市政進展の一助とする。
4. 編集方針 (1) 市から提供する資料や写真と、第三者の著作物を使用する場合などで受託者が用意したものをもとに、東大阪市の以下の魅力やセールスポイントなどを、写真を中心に効果的に紹介する。
「市の紹介」、「市の特徴」、「ラグビーのまち」、「モノづくりのまち」、「市のあゆみ」、「統計」など
※「東大阪市市勢要覧 2019」を参照。
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000013361.html>
- 【構成例】
- ・市長挨拶、市の紹介(2 ページ)
 - ・市の特徴(2 ページ)
 - ・ラグビーのまち(2 ページ)
 - ・モノづくりのまち(2 ページ)
 - ・歴史・文化、子育てのまち(2 ページ)
 - ・市の歩み(2 ページ)
 - ・統計・市議会(2 ページ)
- (2) 説明、解説文は簡潔な文章にし、写真を中心に効果的に紹介する。また、要所には統計資料なども活用する。
5. 形式 【冊子】A4判 中綴じ 左開き
- | | |
|----------|----------|
| 日本語・英語 | 2, 800 部 |
| 日本語・中国語 | 100 部 |
| 日本語・ハングル | 100 部 |
- 各 16 ページ(表紙を含む) 4 色刷
6. 紙質・インキ 【冊子】表紙:カード紙菊判 153kg 表面マツトPP加工
本文:コート紙菊判 76.5kg (表紙・本文ともに同等品以上可)
※冊子については、「環境物品等調達基準」に適合すること(別紙 2 参照)。

7. 成果物
- | | | |
|-------------|----------|--------|
| (1) 東大阪市勢要覧 | 日本語・英語 | 2,800部 |
| | 日本語・中国語 | 100部 |
| | 日本語・ハンゲル | 100部 |
- (2) ウェブサイト掲載用電子データ(印刷用原版)一式(PDF)
- (3) 画像データ(JPEG) フォーマット形式:windows
- (4) 各ページのAIファイル フォーマット形式:windows
8. 業務内容
- (1) 東大阪市市勢要覧作成に係る企画
作成および公開全般に係る企画、提案および監修など
- (2) デザイン、ページ構成の設計
ページデザインおよびレイアウトの提案・編集など
- (3) 資料収集、記事作成および記事の校正
資料収集・整理、記事原稿・イラスト・図表の作成および校正など
- (4) 写真データの編集加工
※編集加工後の写真データは、成果物として納品すること。
- (5) データ作成
※作成するデータは、7.成果物を参照すること。
- ※外国語翻訳は受託者が行い、市で確認する。業務内容の詳細は、別紙1を参照。
9. 再委託の制限
- 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。
ただし、事前に書面にて報告し、承諾を得たときは、この限りではない。
9. 納品
- 50冊を1包みとして市指定場所に納品する。
10. 著作権と肖像権
- (1) 成果物の著作権は市に無償譲渡する。
- (2) 第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行う。
- (3) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめ市の意向を聞き、その承諾を得たうえで、著作権処理を行うものとする。この場合、設けられた制限の内容について、受託者は文書で市に報告する。
- (4) 本誌は市ウェブサイトにも掲載するため、肖像権処理については、本誌掲載とあわせて、ウェブサイト掲載についても許諾を得る。著名人の肖像権を伴う写真など特に問題が発生すると思われるものは市と協議する。

<問合せ先>

市長公室広報課

担当: 稲田、山本

電話: 06(4309)3102 FAX: 06(4309)3822

(別紙 1)

1. 工程、業務責任者及びスタッフ

- (1) 市と協議のうえ、構成及び納品までの工程を定め、市に提出する。
- (2) 業務全体を管理・総括する者(以下「業務責任者」という。例:コーディネーター、チーフコピーライターなど)を1人指定し、市に届け出る。業務責任者については再委託を認めない。
- (3) 市は原則として業務責任者と連絡調整を行う(他の者が同席することは差し支えない)。

2. 原稿・校正

- (1) 市から提供した資料及び写真や第三者の著作物を使用する場合などで受託者が用意したものをもとに、速やかに原稿を作成し、原稿、写真をレイアウトしたものを市に提出する。
- (2) 市が修正した(写真の変更を含む)ときは、修正箇所を反映したものを再度提出する。
- (3) 文字校正及び色校正は市が了承するまでとする。

3. デザイン・構成など

- (1) これまでに本市で発行した記念冊子や市勢要覧のデザインにとらわれず、また行政資料としての固いイメージを払拭し、東大阪市の取組みや魅力を幅広い世代に対して、見やすく・分かりやすく紹介するデザインとすること。
- (2) 表紙は手に取って中を読みたくなるようなデザインとすること。
- (3) 写真とイラストを効果的に使い、読者が見やすい内容とすること。
- (4) 東大阪市内外の人々の興味、関心を引くことができる構成とすること。
- (5) 本文は UD フォントを用い、視認性・可読性を確保すること。
- (6) デザインについてはユニバーサルデザインを配慮すること。

4. その他

- (1) 市から提供する資料や写真は使用できるものとする。
- (2) 写真はいずれも画像データ(JPEG)で納品する。
- (3) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度双方協議のうえ定める。

(別紙 2)

以下の環境物品等調達基準に適合すること。また、契約後に使用する資材について(別紙 3)「資材確認票」を提出すること。

- ① 印刷用紙については以下の要件を満たすこと。ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。
 - ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を算定式(※1)により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。
 - イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を算定式(※1)により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。
 - ウ. バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適正になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
 - エ. 製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値(※2))がウェブサイト等で容易に確認できること。
 - オ. 再生利用しにくい加工が施されてないこと。
- ② 「古紙リサイクル適性ランクリスト」(※3)に示されたB、C及びDランクの古紙ランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと(表紙を除く)。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を「資材確認票」に記載すること。なお、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
- ③ 印刷物へ以下のア～ウのとおりリサイクル適性を表示すること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
 - ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用紙の紙にリサイクルできます」
 - イ. AまたはBランクの材料のみ使用(ア. の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」
 - ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- ④ オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであつて、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。デジタル印刷において、電子写真方式(乾式トナー)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準を満たすトナーが使用されていること。電子写真方式(湿式トナー)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。
- ⑤ オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程において、「オフセット印刷またはデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」(環境配慮チェックリスト裏面)に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

※1 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。なお、「総合評価値」とは次に示される Y1 又は Y2 の値をいう。

$$Y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$$

$$Y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$$

$$y_1 = x_1 + x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_1 + x_2 + x_3 \leq 100)$$

$$y_2 = 0.75 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 100)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_5 \quad (0 \leq x_5 \leq 70)$$

$$y_4 = -x_6 + x_7 \quad (x_7 - 15 \leq x_6 \leq x_7, x_6 < x_7 - 15 \rightarrow x_6 = x_7 - 15, x_6 = x_7 > x_7 \rightarrow x_7)$$

$$y_5 = -0.5x_8 + 20 \quad (0 < x_8 \leq 10 \rightarrow x_8 = 10, 10 < x_8 \leq 20 \rightarrow x_8 = 20, 20 < x_8 \leq 30 \rightarrow x_8 = 30, x_8 > 30 \rightarrow x_8 = 40)$$

Y1, Y2 及び y1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6, x7, x8 は次の数値を表す。

Y1(塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値): y1, y2, y3, y4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y2(塗工されている印刷用紙に係る総合評価値): y1, y2, y3, y5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1: 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2: 管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3: その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。))には適用しない。
ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(「印刷」参照)に示された A ランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y5: 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1: 古紙パルプ配合率(%)

x2: 森林認証材パルプ配合率(%)

x3: 間伐材等パルプ配合率(%)

x4: 管理木材パルプ配合率(%)

x5: その他の持続可能性を目指したパルプ配合率(%)

x6: 白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x7: 白色度の基準値(%)

白色度の基準値は古紙パルプ配合率(x1)及びバージンパルプ配合率(x2 + x3 + x4 + x5)に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率 100%の場合の基準値は 70%、バージンパルプ配合率 100%の場合の基準値は 90%として次式により算定。

$$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$$

x8: 塗工量(g/m²)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

※2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

「指標値」とは、※1に示される x_1, x_2, x_3, x_4, x_5 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、※1に示される x_6, x_8 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、※1の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

※3 古紙リサイクル適性ランクリスト

| | 【Aランク】 | 【Bランク】 | 【Cランク】 | 【Dランク】 |
|-----------|---|--|---|---|
| | 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない | 紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない | 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる | 微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる |
| ① 紙 | 【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙 | — | — | — |
| | 【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの) | 【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー | 【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙 | 【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙 |
| ② インキ類 | 【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ(オフセットインキ)／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキシインキ／スクリーンインキ | 【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキシインキ | — | — |
| | 【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ(油性) | 【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ | 【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ | 【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ |
| | 【特殊加工】 OP ニス | — | — | — |
| | 【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆ | 【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー | — | — |

| | | | | |
|-----------------------|---|--|--|-------------------------------|
| ③ 加 工 資 材 | 【製本加工】 製本用針金／ホッチキス 等／難細裂化 EVA 系ホッ トメルト☆／PUR 系ホッ トメルト☆／水溶性のり | 【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホッ トメルト | 【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙ク ロス) | — |
| | 【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレ スコート) | 【表面加工】 光沢ラミネート(PP 貼り) ／UV コート、UV ラミコート ／箔押し | — | — |
| | 【その他加工】 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙)☆ | 【その他加工】 シール(リサイクル対応型 を除く) | 【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラ ーレンズ使用) | — |
| ④ そ の 他 | — | 【異物】 粘着テープ(リサイクル対 応型) | 【異物】 石／ガラス／金物(製本用 ホッチキス、針金等除く)／ 土砂／木片／プラスチック 類／布類／建材(石こうボ ード等)／不織布／粘着テ ープ(リサイクル対応型を 除く) | 【異物】 芳香付録品(芳香剤、香 水、口紅等) |

(別紙 3)

作成年月日: 年 月 日

東大阪市 御中

件名: 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成委託業務

資 材 確 認 票

〇〇〇〇〇〇

| 印刷資材 | 使用 有無 | リサイクル 適性ランク | 資材の種類 | 製造元・銘柄名 | 備考 |
|------|----------|----------------|-------|---------|----|
| 用紙 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| インキ類 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 加工 | | | | | |
| | | | | | |
| その他 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

↓

| 使用資材 | リサイクル適性 | 判別 |
|-----------------|----------------------|----|
| Aランクの資材のみ使用 | 印刷用の紙にリサイクルできます | |
| AまたはBランクの資材のみ使用 | 板紙にリサイクルできます | |
| CまたはDランクの資材を使用 | リサイクルに適さない資材を使用しています | |